

京都府庁生協 組合員の皆様

自転車保険の加入が義務化されました！

◆京都府自転車安全利用促進条例が改正され(平成29年7月7日)、自転車保険の加入が義務化されました。

- ・これにより、自転車を利用する人及び未成年者の保護者は、平成30年4月1日から自転車保険に加入しなければなりません。

◆自転車保険は色々あります。自動車保険の特約などご自分の保険の状況を確認の上、ご加入ください。

- ・自転車保険には、名前どおりの自転車保険のほか、自動車保険・火災保険・損害保険などの特約にもあります。ご自分が加入している保険・共済を確認し、未加入の場合はご都合のよい自転車保険（特約）にご加入ください。

◆府庁生協では、団体傷害保険「自転車事故への備え」や、ホームページから申し込める「eサイクル保険」、自動車保険の特約などの取り扱いをしています。

- ・「自転車事故への備え」（損保ジャパン日本興亜）は、生協総務課にお申し込みください。
- ・eサイクル保険（東京海上日動保険）は、府庁生協ホームページ（トップページ下部のバナー）から申し込めます。（保険料の支払いは、クレジットカード又はコンビニ払い。）
- ・府庁生協で自動車保険に加入していて特約を付けていない方は、生協総務課にお申し付けください。